東弁29人第177号 2017年8月10日

警視庁高井戸警察署

署長長坂雄太殿

東京弁護士会 会 長 渕 上 玲 子

人権救済申立事件について(警告)

当会は、申立人A氏及び同B氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴署に対し、下記のとおり警告致します。

記

第一 警告の趣旨

2015 (平成27) 年12月19日に貴署の警察官が申立人らに対して行なった取調べは、申立人らの黙秘権を侵害し、かつ、供述の自由を侵害するものです。

貴署におかれては、今後、取調べの際、二度と本件のような威迫等の行為に出ることのないよう、警告致します。

第二 警告の理由

- 一 認定した事実
 - 1 申立人A及び同Bは、2015 (平成27) 年12月16日、貴署(以下「高井戸署」 といいます。)の警察官から高井戸署への出頭を求められた。

申立人らが高井戸署に出頭を求められた用件は、申立人らのクラスメイトであるCが、同月10日に万引き事件を起こしたうえ、万引きは申立人らに強要されて起こしたものである旨供述していることから、その事実関係の確認をするためであるとのことであった。

- 2 同月19日、申立人Aは、両親とともに高井戸署に出頭した。
 - 同日、申立人Bは、同Aとは別に、自身の母親とともに高井戸署に出頭した。 なお申立人Bは、ICレコーダーによって取調べの内容を録音していた。
 - ─ 申立人A及び同Bは、それぞれ別の部屋で別の警察官から取調べを受けた。
 - □ 申立人Bの聴取を担当した警察官は、申立人Bに対する取調べに先立ち、

同人に対し、黙秘権の告知をしなかった。

- (三) 申立人Bは、取調べにおいて、自身は万引きに関与していない旨を述べた。 それに対し、同人の聴取を担当した警察官は、以下のような発言をした。
 - a (事件への関与を否定する供述をした申立人Bに対し) 「発言次第じゃお前の首を取るぞ。てめえ高校なんか行かせねえぞコラ。学校じゃねえんだぞここは。おら。高校なんか行かせねえよお前。お前の言い方次第じゃやってやんぞ。とことんやってやんぞおめぇ。」
 - b (『やってないです』と言う申立人Bに対し) 「じゃあどこでもいって勝 負でもしてこいお前は。学校でも高校でも教育委員会でもなんでも話す るから。お前高校いかせねえよお前。お前はいかせない。じゃあ。学校 行く資格がないお前は。反省がないもんお前。反省が見えない。(中 略) どうすんだよ。認めねえのか。じゃあ逮捕状でもなんでもとってや るよ。んじゃ。」
 - c 「お前にあの、ごめんなさいという気持ちがあれば、そこはちゃんとくみ 取ってあげようって俺は思っている。でもお前にその気持ちがないよう であれば、とことん追い込むしかないなあ、ということ。てめえを高校 に行かせることはできない。」
 - d (否認をする申立人Bに対して) 「もうお前と話しても時間の無駄か。んじゃあ。時間の無駄ということで、んじゃあこの話を打ち切っちゃっていいか。裁判所でもあの一検察庁でもどこでも俺行ってくるから。どこでも行ってくる。お前には反省もくそもねえよ。てめえさえよければいいのかんじゃあ。鼻水たらして万引きしてくればいいのか、同じクラスメートが。(中略) ばっくれてんじゃねえんだお前。ちゃんと話せよ。時間の無駄だお前。」
 - e (否認をする申立人Bに対して)「じゃあお前には反省も何もないという 風に決断していいのか。」
 - f 「お前たちはな、高校受験も控えてるし、大事な時だから早々にできる。 極力小さくできれば穏便に話をまとめてあげたいなというつもりで俺は 今日ここに来た。という気持ちをもって俺はここに来た。でも俺はこう やって話をしてみると、知らぬ存ぜぬ、いや関係ないですよ。知りませ んよ。反省も何もないんだよ。お前には。反省も何もないんだ。だった ら鑑別でも少年院でもどこでもぶちこむしかないのかなって俺は今考え ている。高校受験。関係ねぇよ。やむをえない。関係ない。見過ごすわ けにいかないよ、んじゃ。」

- g (申立人Aは認めているという話を出した後に) 「向こうは反省、ごめんなさいができている。てめえだけなんだよ。お前おちょくってんのかお前。お前だけだお前。(中略)じゃあお前だけ事件として俺、取り上げるぞ悪いけど。んじゃあ。何回も何回も言っているけど、めんどくせえよもう。お前だけやっちゃって、やっちゃっていいか。(中略)じゃあお前だけ事件としてやるぞ、んじゃ。やるぞ。反省のない奴はとことんやってやるぞ。んじゃあ。そこまで言ってあげてんのにお前。もう頑張る時間は終わったんだよ。終わったの。頑張る時間は終わったの。もうこっからは時間の無駄のタイムに入っているんだよ。ごめんなさいだってよ、あいつは。ごめんなさいだってよ、あいつは。」
- h (事件への関与を認める意味で『すみません』と言ったのに対し)「てめ え言ったんだろCにコラ。正直に言えねぇんだったらパクるからな、て めえは。言ってみろ。」
- i(『言ったかもしれません』と事件への関与を認める趣旨の供述をしたのに対し)「ちっ。正直に言うんだこの野郎。『すいません』は。(中略)頭下げろコラ。」
- j (『すいませんでした』と何度も謝る申立人Bに対し) 「そういう気持ちがなかったらお前逮捕だかんなてめえ。お一っ。 (中略) てめえらを呼んでんのは、お前らが高校生だったら逮捕状もってくんだぞって家に。言うこと聞かねえとバーンだぞお前。お前らが義務教育だからわざわざ呼んでやってんだぞわざわざ。チャンスを与えてやってんだよ。ふざけんなよてめえ。いつまでも時間とらせやがってこの野郎。」
- k「すいません、俺もうやりませんって言うんだったら、それじゃあお前、 これから高校も行かないといけないし、じゃあ何とかしてやるよという ことで、お前、許してあげるんだぞ。否認すれば否認するで間違いなく 牢屋に入れるんだぞお前。わかってんのか。意味分かるか。意味分かる かって聞いてるんだよ。」
- 1 「てめぇごときをおめえ、すぐ連れていけるんだぞお前。それを、しないでおいてあげてんだからなこの野郎お前。情けをかけてあげてんだからなお前。そこをお前、よく考えろお前は。ボケ野郎が。」
- m「我われはお前にチャンスを与えているだけの話だから。お前にチャンスがいらいないんだったらお前逮捕して牢屋に入れ。じゃあ。お前の人生終わりだからな。高校いけねえから。」
- n「お前が高校行こうが行くまいが知らねえよ、んなの。お前は赤の他人だか

ら。お前が乞食になったってかまわねえ。認めねえならな。」

- o 「認めるんだったら徹底的に認めろよ、こらあ。認めねえんだったら最後 まで認めるな。そのかわりお前を牢屋に入れるから。」
- p「くだらねえことでいつまでもやってんじゃねえぞこの野郎。俺を怒らせんじゃねぇぞ。この野郎いつまでも。てめえはこれから全部書いて親にもバンと言って、もう二度としませんから許してくださいって言わない限りは高校に行けねぇから。」
- 四 以上のような取調べにより、申立人Bは、当初はCの万引きには何ら関与していないと供述していたものが、最終的には、Cに万引きを強要したことを認め、その旨の事実を認めたうえで反省の意を表する文書を作成するに至った。
- □ 申立人Aも、Cに対する万引きの強要の件につき、当初は一切の関与を否定していたが、担当の警察官から

「このまま下の留置場に入れさせることもできるんだぞ」

「このまま否定していると、お前が行こうとしている高校に行けなくなるぞ」

等と言われ、更に、

「認めれば俺があとはどうにかしてやる」

という趣旨のことを何度も言われた。

そして申立人Aは、ここで認めないと、また怒鳴られたり、もしかしたら本当に逮捕されたりして高校に行けなくなってしまうと思い、最終的に、Cに対する強要行為への関与を認めるに至った。

また、高井戸署の警察官が、申立人Aに対する取調べに先立ち、同人に対し黙秘権を告知したと認めるに足りる証拠はない。

二 人権侵害性

1 -2 □及び国によれば、2015 (平成27) 年12月19日に高井戸署の警察官が申立人B及び同Aに対して取調べをした際、その取調べに先だって同人らに対し 黙秘権を告知した事実は認められない。

高井戸署の警察官のかかる不作為は、黙秘をする機会を奪うものといわざる を得ず、よって申立人らの黙秘権を侵害するものである。

2 また-2 回によれば、高井戸署の警察官は、申立人Bに対し、Cに対する窃盗の強要に申立人Bが関与したことを当初から前提として取調べをし、申立人Bが事件への関与を否定すると、

- 反省がない
- ・ 高校への進学の道を断つ
- 逮捕する
- ・ 鑑別所、少年院や刑務所に収容する

等と述べて威迫させ、あるいは乱暴な口調で萎縮させて事件への関与を認める 供述を迫ったことが認められる。

また、別室で取り調べている申立人Aが事件への関与を認めた旨を同Bに告げて「お前だけ事件として取り上げる」等と述べ、申立人Bに孤立感を抱かせ、一層の圧力を与えて供述を迫ったことが認められる。

高井戸署の警察官によるこれらの行為は、申立人Bの供述の自由を著しく侵害するものであるといわざるを得ない。

- 3 -2 国によれば、高井戸署の警察官は、申立人Aに対しても、施設収容を匂わせ、否認をしている限り高校進学の道が断たれることを示唆し、かつ、事件の関与を認めれば宥恕することをくり返し述べることにより、事件への関与を認める供述を迫ったことが認められ、これらの行為は申立人Aの供述の自由を明らかに侵害するものである。
- 4 以上の次第であるから、貴署に対し、第一記載の通り警告をする。

以上